

特定非営利活動法人ぐるったネットワーク大町

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ぐるったネットワーク大町（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に掲げる情報公開の対象書類の閲覧をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報保護方針の定めるところに従い、主たる事務所への備置き及びインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第54条の方法によるものとする。

(公表)

第6条 この法人は、定款第19条の規定に基づき役員報酬の額を定めたときは、これを公表する。その額を変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

(書類の備置き等)

第7条 この法人は、別表に掲げる書類を事務所に常時備え置くものとする。

2 この法人は、前項の規定により事務所に備え置いた書類について、会員、その他の利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所)

第8条 前条の規定に基づき閲覧の対象となる書類の閲覧の場所は、この法人の事務所とする。

(情報提供)

第9条 この法人は、第7条第2項の閲覧等による情報公開のほか、広く一般の人々に対し、ホームページ等による情報提供に努めるものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この規程は 2022 年 4 月 1 日から施行する。

別表

対象となる書類の名称

1. 定款および諸規程
2. 事業計画書、予算に関する書類
3. 事業報告書、決算、会計報告に関する重要な書類
4. 監査報告書
5. 総会議事録